

岐労基発 0301 第 1 号  
令和 5 年 3 月 1 日

関係団体の長 殿

岐阜労働局労働基準部長  
( 公 印 省 略 )

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令及び労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行に係る周知について

日頃から、労働基準行政の運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、労働基準法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 6 号）及び労働基準法施行規則別表第一の二第四号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める件の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 10 号）により、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）別表第 1 の 2 に掲げる業務上の疾病的範囲について、第 7 号に「三・三' 一ジクロロ一四・四' 一ジアミノジフェニルメタン（以下「MOCA」といいます。）にさらされる業務による尿路系腫瘍」が追加され、第 8 号に重篤な心不全が追加される等、所要の改正が行われました。

併せて、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 8 号）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 5 号）により、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令 318 号）第 23 条に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、MOCA（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務が追加されるとともに、当該業務に 2 年以上従事した経験を有することが交付要件とされることとなりました。

つきましては、貴団体におかれましても、別添リーフレットにより、改正の趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。